

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
自動継続大口定期貯金規定 1. ～ 2. (省略) 3. (利 息) (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第 1 条第 2 項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。<u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u> ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) ～ (5) (省略) 4. ～ 1 5. (省略) 以 上 <u>(令和 6 年 4 月 1 日現在)</u>	自動継続大口定期貯金規定 1. ～ 2. (省略) 3. (利 息) (3) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第 1 条第 2 項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。<u>(追加)</u> ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (4) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) ～ (5) (省略) 4. ～ 1 5. (省略) 以 上 <u>(令和 4 年 4 月 1 日現在)</u>